

平成28年千葉市教育委員会会議
第3回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成28年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 平成28年3月23日(水)

午後2時00分開会

午後4時00分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 中野 義澄
 委 員 内山 英夫
 委 員 和田 麻理
 委 員 明石 要一
 委 員 小西 朱見
 教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 森 雅彦 養護教育センター所長 植草 伸之
 教 育 総 務 部 長 米満 実 生涯学習振興課長 増岡 忠
 学 校 教 育 部 長 磯野 和美 文 化 財 課 長 志保澤 剛
 生涯学習部 長 大崎 賢一 中 央 図 書 館 長 松尾 修一
 総 務 課 長 石野 隆史 中央図書館管理課長 小池 幸江
 参事兼企画課長 大橋美帆子 学校施設課学校環境改善担当課長 高橋 広文
 学 事 課 長 渡邊 博典 指導課教育支援担当課長 福本 順
 教 職 員 課 長 伊藤 剛 保健体育課学校給食担当課長 伊藤 稔
 県 費 移 譲 課 長 大野 治充 総務課総括主幹 相楽 俊洋
 指 導 課 長 伊藤 裕志 学 事 課 長 補 佐 浅井 滋
 保 健 体 育 課 長 中村 宏 中央図書館情報資料課長補佐 山田 吟子
 教育センター所長 池田 亘宏 教育センター主任指導主事 浅井 好

書 記 総務課長補佐 三田日出美 総務課主任主事 高桑 太綱
 総務課総務班主査 大塚 暁 総務課主任主事 佐久間暁子

- 1 開会
中野委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
中野委員長より小西委員を指名
- 4 会期の決定
平成28年3月23日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成27年第3回臨時会、第10回、第11回及び第12回定例会並びに平成28年第1回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第16号及び報告第3号を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成28年第1回千葉市議会定例会について
石野総務課長より報告があった。
報告事項(2) 平成28年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について
大橋参事兼企画課長より報告があった。
報告事項(3) 学校セーフティウォッチャーの表彰について
渡邊学事課長より報告があった。
報告事項(4) 平成29年度教員採用選考について
伊藤教職員課長より報告があった。
報告事項(5) こてはし学校給食センター新施設の着工について
伊藤保健体育課学校給食担当課長より報告があった。
報告事項(6) 千草台東小学校で発生した学校給食での異物混入について
伊藤保健体育課学校給食担当課長より報告があった。
報告事項(7) 平成27年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について
池田教育センター所長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第9号 第2次千葉市学校教育推進計画・第5次千葉市生涯学習推進計

画について

大橋参事兼企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第10号 千葉市いじめ防止基本方針について

福本指導課教育支援担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第11号 千葉市子ども読書活動推進計画（第3次）について

小池中央図書館管理課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第12号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について

議案第13号 千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

石野総務課長より一括説明があった後、審議。議案ごとに個別で議決を行った結果、全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第14号 「千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則」の制定について

渡邊学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第15号 第2次学校教育推進計画に基づく市立高等学校の改革を推進するための行動計画について

大橋参事兼企画課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第16号 市費負担教育職員の人事について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

報告第3号 市費負担教育職員の処分について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 平成28年第1回千葉市議会定例会について

中野委員長 石野総務課長、報告をお願いします。

石野総務課長 報告事項(1)「平成28年第1回千葉市議会定例会について」、報告します。

第1回千葉市議会定例会ですが、2月22日から3月17日ま

で、記載のとおり代表質疑、予算審査特別委員会分科会、教育未来委員会、一般質問などが行われました。

次に、教育委員会に関する提出議案等の審議状況についてご報告いたします。

まず、さきの教育委員会会議第2回定例会において議案の提出についてご審議いただいた、「平成27年度千葉市一般会計補正予算」について、「千葉市公民館設置管理条例の一部改正について」、「平成28年度千葉市一般会計予算」等についてですが、補正予算、条例の一部改正につきましては教育未来委員会等の審査を経て、28年度当初予算につきましては予算審議特別委員会の審査を経て、3月17日の本会議において可決されました。

「千葉市教育委員の任命について」ですが、議案といたしましては総務局の所管となりますが、3月17日の本会議において中野委員の任命について同意されました。

次に、代表質疑・一般質問についてですが、代表質疑につきましては4会派から通告があり、全てが教育委員会に関する質疑を行いました。

一般質問につきましては24人から通告があり、うち11人が教育委員会に関する質問を行いました。主な質問の内容はお手元の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

中野委員長 それでは、審議に移りますが、質問等含め何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

報告事項(2) 平成28年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について

中野委員長 企画課長、説明をお願いします。

大橋参事兼企画課長 報告事項(2)「平成28年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について」、説明します。

まず、稲毛附属中学校入学選抜についてですが、倍率等は前回ご説明しましたので、確約提出者数をご覧ください。確約書提出数プラス繰り上げ内定数は、それぞれ男女、書いております。全体で80名、以下、内定者を発表しております。

続いて、市立高校入学者選抜でございます。前期選抜が2月9日、10日、後期選抜が2月29日に実施されたところでございます。

千葉高校は普通科280名、理数科40名、また、稲毛高校

は普通科200名、国際教養科40名、こちらについて入試を行っております。倍率ですが、千葉高校の普通科は2.15倍、理数科は1.92倍、また、稲毛高校は普通科は2.67倍、国際教養科は2.97倍となっております。

次に、後期選抜でございます。千葉高校の普通科1.67倍、理数科1.31倍、また、稲毛高校の普通科1.69倍、国際教養科3.30倍となっております。

経年の変化については資料をご参照ください。入学許可候補者数として千葉高校のほうの普通科284名、理数科40名、また、稲毛高校は普通科204名、国際教養科40名を確定しました。

以上でございます。

中野委員長 それでは、審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。

和田委員 稲毛高校の附属中についてですが、確約書の提出者数が今年少し少ないというか、例年少しずつ減ってきているのかと思うんですが、特に女子は4分の1が辞退しているということで、この結果について何か考えられることですか、分析はお済みでしょうか。

大橋参事兼企画課長 ご指摘のとおり、今年14名というのは最多でございますが、我々もこの分析は必要だと考えております。逃げた者を追うという形ではなく、入ってきた子たちをどう育てるかというところが重要かとは考えているのですが、一方でちょっとPRの仕方や、他の中高一貫校や私立の日程などの調整をどうとられているのか、今後検討していきたいと考えております。

和田委員 女子が多いですね、特に。もちろん、入ってから伸びてくれれば非常にうれしいことなので、入るときの学力よりも出るときの学力がそこでぐんと伸びてくれれば、それが素晴らしい教育だということになると思いますので、今後の分析もあわせてよろしく願いいたします。

小西委員 市立千葉高のグラフを見て思ったんですけども、理数科が極端にがくと下がってしまっているんですけども、これは何か思い当たる原因などあるんでしょうか。

大橋参事兼企画課長 高校の入試倍率ですが、去年の様子を見て出願を控えたりという動向がどうしてもありますので、基本はジグザグに推移すると考えているんですけども、特に理数科につきましてはご指摘の

とおりで。ただ、ほかの理数科、千葉県内の県立の理数科も軒並み倍率が伸びていませんで、中には1倍を割っているところもあり、理数科については、人気が落ちている傾向にあると考えますが、いずれしにろ分析が必要だと考えております。

志村教育長 理数科そのものが減っているわけではない。希望は減っていないと思うんです、これまでもやっけていて。だから、やっぱり入試が難しいというような印象の影響が出てきているかもしれません。千葉の理数科は全国的にはレベルが高いですから、そういう意味では敬遠されたのかなという感じがします。

和田委員 それと、もともとの募集人数が余り多くないですよ。そうすると2人、3人の差によってその倍率が非常に増減してしまうということもありますね。

大橋参事兼企画課長 はい。

中野委員長 では、よろしいでしょうか。

報告事項(3) 学校セーフティウォッチャーの表彰について

中野委員長 学事課長、説明をお願いします。

渡邊学事課長 報告事項(3)「学校セーフティウォッチャーの表彰について」、説明します。

学校セーフティウォッチャーの表彰の経緯についてですが、平成17年にこの制度が実施されてから10年が経過し、現在2万6,800人を超えるボランティアの方々に登録をいただいているところです。そこで長年功労のあるセーフティウォッチャーの方々への表彰について教育委員会内部で協議しまして、このたび要綱が整ったことから表彰を実施することになりました。

表彰基準ですけれども、おおむね9年間、この9年間としたのは、子どもが入学し、そして義務教育を卒業する長きにわたってということで、9年ということで設定させていただきました。表彰者数ですが、小学校72校から371人、中学校8校から30人、合計401人の方を表彰いたしました。

以上です。

志村教育長 表彰者数は、来年は一気に減ってしまうということですか。

渡邊学事課長 はい、毎年表彰させていただきます。

中野委員長 毎年、9年間継続した人が表彰される形ですね。

内山委員 参考までに、お勤めがあるとなかなかこういう行動ができないと思うんですけれども、男女の比率は大ざっぱにどんなもの

でしょうか。わかりましたら。

渡邊学事課長 今、資料をお持ちしていませんので後日。

和田委員 この表彰方法なのですが、学校長からということで、その校内での表彰だと思えるのですが、やはり学校ごとに子どもたちの前で何かの会のときに、いつもお世話になっているセーフティウォッチャーの方に表彰状をあげますよというような形で行っているのでしょうか。

渡邊学事課長 委員がおっしゃるとおりです。特に小学校においては6年生を送る会のときに、いろいろなお世話になった方々ということで、セーフティウォッチャーを初め様々な地域の方をお呼びすると、そういう機会に子どもたちの前で表彰を行っていると聞いております。

和田委員 良かったです。ありがとうございます。

中野委員長 よろしいでしょうか。

報告事項(4) 平成29年度教員採用選考について

中野委員長 教職員課長、説明をお願いします。

伊藤教職員課長 報告事項(4)「平成29年度教員採用選考について」、説明します。

日程にありますように、第1次選考を7月10日日曜日、昨年は同じく7月12日ということです。第2次選考については、小学校以外の志願者を8月19日金曜日から21日の日曜日、小学校の志願者を8月26日金曜日から28日の日曜日に実施する予定です。

今年度の主な改善点についてですが、3点あります。

1点目についてですが、小学校英語教育推進枠の設置であり、小学校の一般または特例選考の志願者の中で、中・高いいずれかの英語の免許状を所有する者を対象としています。

2点目についてですが、中学校複数教科枠の設置であり、中学校技術・家庭・美術のいずれか1つの免許状と、それ以外の中学校の教科の免許状を所有する者を対象としています。

3点目については、特別支援教育枠の設置であり、特別支援学校の免許状に加え、小・中・高のいずれかの免許状を所有する者を対象としています。これまでの特別支援学校枠から特別支援教育枠とすることによって、全ての学校種において特別支援教育の推進が図られるものと考えております。

なお、最後に記載してありますが、今回の採用選考の合格者

より、千葉市で採用となる場合は給与負担者が異なることから、2次合格者説明会において周知を図ってまいりたいと考えております。

今後も採用選考につきましては、県教委と協議を進め、優秀な人材が採用できるよう志願者確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

中野委員長 それでは、審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。

明石委員 一番最後の、2次試験が終わったときに説明をしますよね。相当うまくやらないと千葉市の良さが、この前の勉強会でわかりましたけれども、ちょうど文言を慎重にして、千葉市が良いんだということを最後に言うてくれるようにやらないと、2次受かるとほっとして船橋と市川にとられても困るので、市職でもとられているんだから、せめて教員ぐらいいは船橋と市川に負けないように、ご配慮をお願いします。要望です。

志村教育長 2次合格者説明会では、2次合格の発表が終わって合格した人に対して説明をするわけですか。

伊藤教職員課長 はい。

志村教育長 その後に千葉市から船橋にという話になったときに、千葉のほうが減ってしまうということがあり得るんですか。

明石委員 この前のあれでは、そう。市長部局に合わせてやっているから。

志村教育長 欠員になっちゃうということですか。

明石委員 年休のとり方も大分、県のほうがいい。若い人ほどナーバスなので。

志村教育長 ちょっとその辺のところはどうなのですか。

伊藤教職員課長 千葉県、千葉市の待遇等の違いについては、本年度でありますと2次合格者の説明会を昨年11月8日、日曜日に開催しております。次年度もその2次合格者説明会の際に、千葉市、千葉県の違いについての説明をさせていただくとともに、その中で千葉市を第1希望とするのか、そのほかの教育事務所を第1にするのかというような形での希望をとってまいりたいと考えております。

志村教育長 第1希望だからといっても、それが希望どおりにならないこともあるということなんだ。

伊藤教職員課長　　そうです。

志村教育長　　わかりました。嫌々千葉市に来たということにならないようにしてもらわないとね。

和田委員　　今年度の変更点も非常にすばらしい改善点だと思うんですけども、これはほかの自治体と比べると千葉市が先駆けてという感じなんでしょうか、それともちよっと遅れちゃったかなという感じなんでしょうか、それとも足並みをそろえてという感じなんでしょうか。

伊藤教職員課長　　例えば、これまでですと、千葉県、千葉市の採用選考では行っていませんが、加点をするというようなことを取り入れている都道府県は結構ございます。ただし今回のように、3つとも枠、特別枠、採用枠を位置づけるものでありますが、調べましたところ小学校の英語教育推進の特別選考枠を持って実施している都道府県市は、山梨県、奈良県、さいたま市の3つでございます。複数教科の枠を設置しているところはございません。特別支援教育に関しましては、長野県、愛知県、さいたま市、浜松市でございます。

和田委員　　割と先を行っている感じがしますね。すごくうれしくなりました。ありがとうございます。

すみません、確認なのですが、これはその枠の中で枠の定員に満たないとしても選考があって、例えば40人の枠で10人しか応募がなくても、その10人の中で選考して、その10人から落とすこともあるということですよ。全員が無試験ということではないですね。

伊藤教職員課長　　ございません。

中野委員長　　いかがですか。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

報告事項(5)　こてはし学校給食センター新施設の着工について

中野委員長　　保健体育課学校給食担当課長、説明をお願いします。

伊藤学校給食担当課長　　報告事項(5)「こてはし学校給食センター新施設の着工について」、説明します。

こてはしにつきましては、昨年9月から旧施設の解体工事に着手いたしまして、本年1月末に解体工事が完了したところでございます。2月2日の新施設の着工に先立ちまして、事業者であります千葉こてはし学校給食サービス主催の起工式が開かれました。現在は新施設の建設が進められておるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、資料に記載のとおり平成29年1月末に竣工、2月から3月まで約2カ月の間で開業準備を行い、平成29年4月から花見川区内の15校を対象とした給食の提供を開始したいと予定しております。なお、資料に、着工前から解体工事完了までの写真を掲載しておりますので、ご覧ください。

以上で、こてはし給食センター新施設の着工についての報告を終わります。以上でございます。

中野委員長 それでは、審議に移りますが、質問等含めて何かございませうでしょうか。特に質問等、ありませんでしょうか。よろしいですね。

報告事項(6) 千草台東小学校で発生した学校給食での異物混入について

中野委員長 保健体育課学校給食担当課長、説明をお願いします。

伊藤学校給食担当課長 報告事項(6)「千草台東小学校で発生した学校給食での異物混入について」、説明します。

昨年5月、千草台東小学校で発生いたしました学校給食での異物混入の件について、平成29年4月以降の納入業者についての報告をさせていただきたいと思ひます。

経緯について、簡単に説明をさせていただきます。平成27年5月に異物混入が発生した後、警察による捜査が行われましたが、8月中旬に本件は、事件・事故のいずれかの結論がつけられないとの連絡が警察から入り、捜査が終了したところでございます。保健体育課では、当該事業者以外のパン・米飯事業者からの納入、当該事業者の工場への立ち入り調査、千草台小学校保護者に対する説明会の開催、また、本市学校給食のパン・米飯納入の取りまとめを行っている公益財団法人の千葉県学校給食会と、再発防止・類似事案発生防止に関する協議などを実施してまいりました。

このたび、平成29年4月以降の納入業者については、当該事業者以外の事業者から全て行われることになりました。引き続き納品時の検収や配膳時の確認などを徹底いたしまして、安全・安心で魅力ある学校給食の提供を行ってまいりたいと思ひます。

以上でございます。

中野委員長 それでは、審議に移りますが、質問等含めまして何かございませうでしょうか。原因はわからなかったということですね。

伊藤学校給食担当課長

はい。

中野委員長

よろしいでしょうか。

報告事項(7)

平成27年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について

中野委員長

教育センター所長、説明をお願いします。

池田教育センター所長

報告事項(7)「平成27年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について」、説明します。

教育センターの相談班では、不登校児童生徒等に対して、学校生活への復帰を目指し、系統的、段階的指導・援助のためのサポートプログラムをもとに支援をしております。その中でたくさんの人との関わりやつながりを持って適応力や自己肯定感を高め、ライトポートやグループ活動の連携を図るためにジョイント事業を計画的に実施しております。

それでは、後期ジョイント事業の中心行事でありますジョイントフェスタ、ジョイントキャンプ、そして職場体験について報告させていただきます。

まず、初めに、ジョイントフェスタについてでございます。平成27年12月11日に教育センター講堂で実施いたしました。この行事は、発表機会を提供し自己肯定感を高める活動を行うとともに、各施設の仲間同士で協力性を高める活動場を設定し、協力する喜びと仲間と交流する楽しさを知ることが目的としております。イオンリテール株式会社の後援を得ることで、社会の多くの方々が応援してくれているということを知ることが目的としております。

各ライトポート、グループ活動の通級児童生徒は、趣向を凝らした出し物を発表いたしました。終了後のアンケートには、「みんなで協力して何かをやり遂げることに對して、久しぶりにとても楽しいと思えた。フェスタを通して少し成長できたと思う」、「皆さん、本当にありがとう。この活動に参加してくれた皆様にお礼が言いたい。限界突破ができた」など、肯定的な感想が多く書かれていました。

今年度は各行事の実施前と実施後に、児童生徒の変容を測定するため質問紙調査を行いました。調査内容は、「協力」、「自主性」、「問題解決能力」など8項目・35問について、5段階で自己評価を行ったものです。

ジョイントフェスタの事後調査では「今の気持ち」が0.46ポイント、「仲間」が0.29ポイント、「向上心」が0.2

4ポイント、事前調査と比較して上昇しておりました。

各施設での練習や当日の交流を通して児童生徒は、達成感や成就感を感じ、「仲間意識」や「向上心」を伸ばしました。交流の場を与えて適切な支援を行ったことが、集団に対する感情や認識の変容につながったものと考えられます。

続いて、第2回長柄ジョイントキャンプについてです。平成28年2月17日から19日の3日間、千葉市少年自然の家で実施いたしました。本プログラムでは、「豊かな自然の中でさまざまな体験活動を通して自主性・社会性を育み、学校生活への復帰の意欲を高めること」を目的としております。第2回は、新しい仲間との出会いの中で、挑戦と発見をテーマに実施いたしました。

初日は、アイスブレイキングのために、出会いのゲームを行い、参加者同士のかかわりを持たせることから始めました。夜は、バスケットボール、クライミングウォールなど5つのプログラムから体験したいことを自分で選び、その活動を楽しみました。

2日目は、うどん創作料理、ネイチャーゲーム、キャンドルサービスなどのさまざまなプログラムに挑戦しました。その中で児童生徒は、本キャンプのテーマのキーワード、「新しい仲間との出会い 挑戦 発見」を意識し、自分の目当てを達成するための意欲的な活動が見られました。

3日目は、自己の変容を振り返るとともに、メンバーへのメッセージカードを作成し、それを別れのつどいでメンバーに渡しました。これは、「一番最初に声をかけてくれてありがとう」、「夜、話をしたのが楽しかったよ」、「料理のセンス抜群！」など、メンバーへの感謝の気持ちや、お互いのよいところを伝え合うプログラムです。

第2回ジョイントキャンプでは、「今の気持ち」が0.61ポイント、「向上心」が0.75ポイント、「仲間」が0.42ポイント等、多くの項目で上昇が見られました。

参加児童生徒は、新しい仲間と協力していくことの楽しさや大切さを、体験を通して学ぶことができ、大きな成果を上げることができました。また、教育委員を初め各学校の校長先生、担任の先生方の視察・参観を多数受けることができました。子どもたちと先生方が楽しく語らう場面も見られ、多くの方々に

見ていただくことで子どもたちの励みになりました。

次に、職場体験について報告いたします。イオンでの職場体験については、11月の教育委員会会議で実施内容について報告しています。今回は、児童生徒の変容について報告いたします。

イオンでの職場体験では、「今の気持ち」が1.27ポイント、「向上心」が0.35ポイント、「思いやり」が0.33ポイント等、多くの項目で上昇が見られました。販売基本動作訓練や売り場体験等の役割を遂行し、お客様目線で見直すことなどの活動から、他人への思いやりが育まれたものと考えられます。

次に、第二養護学校での職場体験です。平成28年2月2日・3日の2日間、第二養護学校で実施しました。この行事も、就業体験を通して社会性を養い、学校復帰のための力を高めることを目的にしていますが、イオンでの職場体験との違いは、障害のある児童への支援を通して障害への理解を深めることも、目的に加えております。担任の先生の指示のもと、学習支援や生活支援のために2日間、各教室で第二養護学校の子どもたちと過ごしました。

事後調査の結果、第二養護学校での職場体験では、「今の気持ち」が0.66ポイント、「思いやり」が0.33ポイント上昇しています。

障害を持つ児童への支援を通して子どもたちは、気持ちの高揚感や達成感を感じ、思いやりの心を育むことができたものと考えられます。また、「たくさんの個性を持った子どもたちと触れ合えてとても楽しかった」、「的確な援助をすることで、障害を持った人たちも生活しやすくなることがわかった」等の記述から、障害を持つ子どもへの認識が変容したことがわかりました。

最後に、今年度からの取り組みである小学校グループ活動のキャンドゥー職場体験について報告します。

平成27年11月19日に幕張のキャンドゥージャパンで実施しました。この行事は、児童の発達段階に応じた就業体験を通して社会性を養い、学校復帰のための力を高めることを目的にしています。

子どもたちの振り返りからは、「チャレンジウオールは少し高くて怖かったけれども、すごく楽しかった」、「歯医者さんの仕

事もどうやって治療するのかがわかって楽しかった」等、気持ちの高揚が見られる記述がありました。また、保護者の感想からは、「何日も前から『あと何日。』と数えて楽しみに待っていた。普段は、夜なかなか寝ないで朝もぐずぐずとしているのに、きょうは朝早く起きて自分で準備をしていた」、「前から行きたいと思っていた場所だったので参加できてよかった。無料で招待していただきありがたい」、「子どもが楽しく活動している姿を見て、私も楽しい気持ちになった」と、社会からの支援を感じ職業体験を楽しむ子どもの姿に、喜びを感じている記述がありました。

次年度もたくさんの人と関わりやつながりを持って、一人一人の適応力や自己肯定感が高まるよう、計画的にジョイント事業を実施してまいります。

報告は以上でございます。

中野委員長　それでは、審議に移りますが、質問等含めまして何かございますでしょうか。

明石委員　1件教えてほしいんですけども、第1回の長柄ジョイントキャンプに参加した人と第2回の43名というのは、重複があるのでしょうか、それとも新しい方が増えたのでしょうか。

池田教育センター所長　今ご指摘のように重複がございます。その数について正確に今は出ないんですが、約半数ほどということになります。

明石委員　そういう質問をしたのは、第1回のジョイントキャンプの事前の数値と第2回の長柄ジョイントキャンプの事前の数値で、高いのと低いのがあるんです。だからこの辺の解釈は、要するに第1回をやって事後は高まっていますよね。高まったままきたのでまた高まっているという、そういう繰り返し効果を分析できるところと、第2回の事前に第1回の事前よりも下がっているのがある。例えば「向上心」というのは、最初から第2回は低いですね。第1回では3.88まで上っているの向上心が、次は2.93だったので、それで新規の方が足を引っ張ったのかが考えられ、非常にこれは貴重なデータです。だから申し上げますと、新規に入った人と2回繰り返した人のデータを別に分けて分析すると、キャンプは2泊3日だから、1日のジョイントフェスタより相当伸びているはずなんです。貴重な体験をしているので、そうやって少し分析を分けてくれると、非常にこの効果がもっともっとシャープに出ると思います。非常にデ

一タとしては良いものが出ていますよね。

池田教育センター所長 今ご指摘いただいた観点については、次年度の分析の中に含めて検討してまいりたいと思います。

小西委員 私もジョイントキャンプの2日目の創作料理に参加させていただいたんですが、全国的にも小学生の段階での不登校が増えているという報道もありますけれども、やっぱり小学生が増えているなという印象を受けました。小学生と中学生ではちょっとまた対応というか、不登校の原因も違ってくると思うので、指導される先生は大変だと思います。今後小学生がだんだん増えてくることは見込まれると思うのですが、今の時点で何か問題が生じているだとか、対応を検討していることなどがあれば、教えていただきたいです。

池田教育センター所長 現時点で特段問題は生じておりません。今年度からグループ活動を週1回という形で形で実施しております。またカンドゥーの職場体験も実施しておりますが、今後そういった小学生に対しての、その実態に応じた適切な対応をしてまいりたいと思います。

小西委員 どちらかという、今の行事は中学生向けなんですかね。

池田教育センター所長 ご指摘のとおり基本的には中学生を中心としたものです。当然小学生が入っているということも前提にしつつ、きめ細かな対応に努めております。

志村教育長 職場体験でちょっと気になるんだけど、第二養護のほうは学年で参加者を切っていて、カンドゥーのほうは男女で切っているけれども、これは何か意味があるの、それを教えてくださいませんか。

池田教育センター所長 その点につきまして他意はございませんが、カンドゥーの体験につきましても、また学年等について示してまいりたいと思います。

志村教育長 いや、これを比較するときに、どっちのほうのいわゆる体験の場が学年や男女によって傾向があるのかということを知るために、参加者を書いてくれるんですよね。となると、この2つの比較だと、例えばカンドゥーのほうは学年がわからないから、来年どちらのところに主力を置くのか、今、小西委員からあったような形で、小学校の高学年はむしろカンドゥーの職場体験みたいなほうが良いのかと、そういう傾向がわからないと職場体験前の指導、職場体験に行くまでの指導というのがすごく大

事だと思っので、それがちょっと見えないので何か意図があるのかなと思っただけで、別にそれはないのね。

池田教育センター所長

はい。

志村教育長

今回は偶然ですか。

池田教育センター所長

示し方が足りなかったということでございます。

和田委員

カンドゥーは小学生ですよ。

池田教育センター所長

はい、そうです。

志村教育長

全部小学生ですか。

池田教育センター所長

小学生も学年がございますので。

志村教育長

9名というのは全部、小学生ですね。

池田教育センター所長

第二養護につきましては、これは中学校グループ活動でございます。カンドゥーは小学校グループ活動なんですが、小学生も学年がございますけれども、その部分が抜けておりました。

志村教育長

学年が抜けているわけね。

池田教育センター所長

はい。

志村教育長

わかりました。では、来年までに、その辺りを検討してください。お願いします。

中野委員長

それでは、ただいまの時刻が2時44分ぐらいですけれども、議事の途中ですけれども、ここで休憩を挟むことといたします。会議の再開はおおむね5分後ぐらいでどうでしょうか。50分再開ということにさせていただきます。

(休憩)

中野委員長

それでは、会議を再開します。

明石委員におかれましては都合により退席されましたけれども、過半数の委員の出席を得ておりますので、会議は成立しております。

議決事項にかかわる審議に移ります。

議案第9号

第2次千葉市学校教育推進計画・第5次千葉市生涯学習推進計画について

中野委員長

企画課長、説明をお願いします。

大橋参事兼企画課長

議案第9号「第2次千葉市学校教育推進計画・第5次千葉市生涯学習推進計画について」、説明します。

パブコメを12月15日から1月15日まで実施をしまして、その報告を申し上げますと、結果10名から47件の意見をいただきました。序章、第1章の学校教育推進計画に係る部分、第2章、第5次生涯学習推進計画に係る部分、それぞれ序章は1件、

1章は24件、第2章は22件で、計47件の意見をいただいたところでございます。

修正については語句の軽微な修正がございますが、一応ご紹介させていただきますと、序章の部分では概念図といたしまして、今後、総合教育会議を経て市長のほうで確定される大綱と今回の計画の関係図を示しておりますが、それぞれ学校教育、家庭教育、社会教育について図示しているところ、それぞれの定義なり説明などがあつたほうが良いのではというご意見をいただきまして、教育基本法をつけさせていただき、家庭教育、社会教育、学校教育の定義についてそれぞれ示しております。

生涯学習推進計画のほうで言いますとキャリア教育の推進がございます。そちらの文案について、キャリア教育の推進は総合教育会議でも議論されている事項でもございますし、また、学校教育推進計画のほうでも出てきているワードではございますが、こちらはキャリア教育の意義を、単に地域人材を支える人材の育成ということではなくて、本人の自己実現のようなこともきちんと書き込んでほしいということです。例えば「就労や学び直し」という言葉を追加したなど、この文案について多少修正を加えております。細かい点については説明を省略させていただきます。

こちら、3月末に公表させていただいて、4月1日時点でホームページにアップするというような形で進めたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

和田委員 感想ですが、今、課長からもご説明があつた中に、学び直しという言葉が出てきました。パブリックコメントのご意見を拝読して、学び直しということをやほりすごく感じられる方が市民の中にはいらっしゃるんだなということ、改めて思いました。

学べなかった時代のことを残念に思っている方とか、少し昔やったけれども、また改めてやってみたいと思っている方にとって、この学び直しという言葉は非常にキーワードとして良いのではないかなと思ひまして、自分も学び直しをしようと思った次第です。とても良い言葉だなと思ひました。ありがとうございます。

中野委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第9号「第2次千葉市学校教育推進計画・第5次千葉市生涯学習推進計画について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

議案第10号 千葉市いじめ防止基本方針について

中野委員長 指導課教育支援担当課長、説明をお願いします。

福本指導課教育支援担当課長 議案第10号「千葉市いじめ防止基本方針について」、説明します。

千葉市いじめ防止基本方針の内容につきましては、委員の皆様には事前に内容について見ていただいたこともありますので、本日ににつきましては策定の経緯、そして今後についてを中心にお話をさせていただきたいと思っております。

平成25年9月28日にいじめ防止対策推進法が施行され、同年10月11日に国のいじめの防止等のための基本的な方針が策定されました。これを踏まえ、いじめ防止対策推進法第12条により千葉市では、いじめのない学校づくりを進めていくため、本市におけるいじめの未然防止、早期発見、いじめへの対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、千葉市いじめ防止基本方針を策定することといたしました。

まず平成26年4月に、教育委員会附属機関として学識経験者など外部の専門家から構成されました千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会を設置し、本防止基本方針案について通算6回審議してまいりました。

協議と並行いたしまして平成27年1月と6月の2回に、関係各課からの意見を求めております。また、27年6月には市内の学校から意見を求めました。同年9月には皆様からご意見をいただきまして、10月の千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会にて協議いたしました。

さらに、市民から広く意見を求める必要から、昨年12月1日から本年1月5日の期間で、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、全部で5名19件のご意見が寄せられております。

これを受け、千葉市いじめ防止基本方針案で8件、概要版にも1件修正を行いまして、2月に再度、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会にて協議をいたしまして、2月15日にパブリックコメントの実施結果とともに公表いたしました。パブリックコメントの内容、または修正点につきましては、事前に委員の皆様にはお知らせしているものでございます。

今後についてですが、本日の定例会を受けまして市長部局への

説明、それから今月中、3月末をめどにいたしまして、指導課ホームページにて公表いたします。同時に市立の学校にはこの基本方針を周知いたしますが、各学校では、28年度のそれぞれの学校のいじめ防止基本方針の策定について、本基本方針を参酌して実情に応じて「生徒指導の重点」、「いじめ問題の課題」、「いじめ問題対策委員会」、「いじめの未然防止、早期発見、対処」などの見直しを行いまして、各学校のいじめ防止基本方針を修正・改善していく予定になっております。各学校の基本方針につきましては、5月のホームページ公開の予定でございます。

説明は以上でございます。

中野委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第10号「千葉市いじめ防止基本方針について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

議案第11号 千葉市子ども読書活動推進計画（第3次）について

中野委員長 中央図書館管理課長、説明をお願いします。

小池中央図書館管理課長 議案第11号「千葉市子ども読書活動推進計画（第3次）について」、説明します。

この計画は、子ども読書活動をより一層促進するために策定いたしました。

なお、パブリックコメントにつきましては、平成28年1月4日から2月4日まで実施いたしまして、その結果につきましては、4人から58件の意見が寄せられました。

その意見を受けまして、施策・事業項目の花見川区瑞穂地区に図書館機能、これをより具体的に示すために（仮称）瑞穂情報図書センターに、また、文言中のパスファインダーの注釈につきまして文言を修正して、2件の修正を行いました。その他の意見につきましては、大部分が計画推進のための事業を実施するに当たっての要望がほとんどでございましたので、今後事業を展開していく上で参考にしてみたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、本日の教育委員会会議で議決をいただきましたら、明日図書館協議会がございまして、そちらに報告をいたしまして周知後、3月31日に公表し、4月から計画をスタートすることを予定しております。

す。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

内山委員 表のブックスタートという言葉がありますけれども、これは4カ月児の健診で行うのですか。

山田中央図書館管理情報資料課長補佐 はい、そうでございます。4カ月児の健診の際に、お母様方とお子さんと一緒にして、目の前でわらべ歌をしたり絵本を見せて、子どもたちがどういう表情をするか、どういうふうに絵本に注目をするかというのをお母様にその状況を見ていただいて、それで各家庭で活用していただきたいということをご説明いたします。

中野委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第11号「千葉市子ども読書活動推進計画（第3次）について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

議案第12号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について

議案第13号 千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市立学校職員服務規程の一部改正について

中野委員長 議案第12号及び議案第13号については、関連があるため、一括して説明を行い、審議の後、個別に議決を行います。総務課長、説明をお願いします。

石野総務課長 議案第12号「千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について」及び議案第13号「千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」、一括して説明します。

まず規則等の改正の趣旨ですが、今回の改正につきましては大きくは3つございます。1つ目は、平成28年4月1日付の組織改正に伴うもの、2つ目は行政不服審査法の改正に伴うもの、3つ目はその他規定の整備を図るもので、10の規則と2つの訓令を改正するものです。

続いて改正の概要ですが、まず1つ目の組織改正に伴うものがございます。改正する規則は、千葉市教育委員会組織規則でございます。改正の内容でございますが、放課後子ども教室を中心とした事務の効率化を図るため、生涯学習振興課に放課後子ども対策担当課長を新設するとともに、加曽利貝塚の北貝塚部分は都市公園として現在都市局で管理しておりますが、今後の保存活用に

あわせ事務の効率化及び管理一元化を図るため、教育委員会が公園管理者となるために改正をするものでございます。

次に、行政不服審査法の改正に伴うものでございます。改正する規則等でございますが、教育委員会組織規則、公民館管理規則、青少年センター管理規則、生涯学習センター管理規則、科学館管理規則、教育委員会決裁規程の5規則と1規程でございます。

改正の内容を説明する前に、改正されました行政不服審査法について簡単にご説明いたします。資料は総務省の作成した資料でございますが、近年、行政手続法の制定や行政事件訴訟法の改正など、国民の権利利益や行政の公正性・透明性が向上してきており、その中で行政不服の制度についても公正性の向上等に向けた改正がなされるものでございます。

今回改正の柱は3つございます。行政不服審査法案のところをご覧ください。1つ目の丸ですが、審理員による審理手続と第三者機関の手続の導入でございます。審査請求の審理に当たっては、公正性と透明性を高めるために、処分に関与しない職員が審理員となって審理を進めるとともに、弁護士、税理士等の有識者から成る第三者機関が、審査庁の判断をチェックすることとなりました。

これによりまして千葉市における不服の申し立ての流れといたしましては、資料の改正後の表に当てはめますと、審査請求人からの審査請求ですが、審理員による審査と、審理員意見書の審査庁への提出、ここは千葉市では政策法務課となります。審査庁から第三者機関である千葉市行政不服審査会への諮問と、当審査会からの答申ですが、審査請求人への裁決となります。

2つ目の丸ですが、不服申し立て手続を審査請求に一元化するものでございます。従来、公共団体の処分に対しましては、不服を申し立てようとする場合、その処分をした部署、そこに異議申し立てをするか、上級行政庁に審査請求をすることになっておりました。これにつきましては、両者で手続に違いがあることは適当でないこと、不服申し立ての種類が複数あることはわかりにくいことから、これを最上級行政庁への審査請求に一元化することとなりました。

3つ目の丸ですが、審査請求ができる期間を3カ月に延長することです。これは国民が審査請求をする機会を逸することがないようにとの趣旨から、審査請求ができる期間を現行の60日から

3カ月に延長するものです。なお、起算日は、処分があったことを知った日の翌日からとなります。

以上が行政不服審査法の改正の主なものとなり、この法改正に伴いまして規則を改正いたします。

まず教育委員会組織規則の改正でございますが、教育委員会等の行政委員会が審査請求の審査を行う場合、合議体である委員会により審査の公正性が確保されることから、先ほど説明いたしました審理員の指名と第三者機関によるチェックは不要とされています。しかしながら、現在、教育委員会においては、審査請求等の決定は教育長の専決事項となっておりますので、行政不服審査法改正の趣旨を踏まえまして、合議体である教育委員会会議の議決事項とするものでございます。なお、迅速な決定が求められる処分の執行停止、処分の内容及び理由を記載する弁明書の作成及び提出など、最終決定である裁決以外の手続につきましては教育長の専決といたします。

教育長の専決事項の変更につきましては、ただいまの教育長専決の内容について決裁別に定めるものです。

次に、様式の教示文の変更についてでございますが、先ほど説明いたしました審査請求期間が3カ月に延長されることに伴いまして、公民館管理規則、青少年センター管理規則、生涯学習センター管理規則、科学館管理規則の各規則の様式の教示文に記載されております60日を3カ月に改めるものでございます。

次に、その他の改正でございます。まず、教育委員会傍聴人規則の改正でございます。多数の傍聴希望者がある場合に柔軟に対応するために、傍聴申し込みの受け付け場所の規定を削るとともに、傍聴申し込みの受け付け時間については別に定めることといたします。

次に、教育委員会公印規則の改正でございます。市長部局に倣い市民センター所長の名称を、正式名称の「市民課市民センター所長」に改めるものでございます。

次に、千葉市教育委員会職員の職及び職務に関する規則の改正でございます。職務、職責の明確化を図るため「主任管理主事」を新設するとともに、「主幹」を廃止いたします。

次に、青少年センター管理規則の改正でございます。南部青少年センター利用者の利便性向上のため、平成28年4月1日からインターネットによる予約システムを導入するため、利用者の登

録等の規定を設けるものでございます。

次に、埋蔵文化財調査センター管理規則の改正でございます。来館者への展示解説に常時対応できる体制を整えるとともに、土曜・日曜日の開館に伴う施設管理経費の節減を図るため、展示室の公開日について、現在の「火曜日から日曜日」を「月曜日から金曜日」に改めるものでございます。

次に、千葉市学校職員服務規程の改正でございます。この改正は、学校教育法の一部改正に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されたことにより、関係様式の改正を行うものです。また、特別休暇として新たに「孫の看護休暇」が新設されることに伴い、それぞれの関係様式を改正するものでございます。なお、孫の看護休暇についてですが、子の看護休暇とは異なり、自身が養育していなくても取得できます。付与日数は孫が何人いても3日までの取得であり、取得単位は1日、半日、1時間単位です。

施行年月日についてですが、いずれも平成28年4月1日といたします。

説明は以上です。

中野委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第12号「千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

次に、議案第13号「千葉市教育委員会決裁規程及び千葉市立学校職員服務規程の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

議案第14号 「千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則」の制定について

中野委員長 学事課長、説明をお願いします。

渡邊学事課長 議案第14号「『千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の教育委員会規則で定める事務及び情報を定め

る規則』の制定について」、説明します。

本件は行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第9条第2項の条例で定める事務、その他個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるため、千葉県議会平成28年第1回定例会において条例の一部を改正したことに伴い、教育委員会で所管する事務について必要な事項について規則で定める必要があることから、制定するものでございます。

上段に特別支援教育就学奨励費制度、下段に要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助制度における認定の処理において、事務の効率化や利用者の利便性の向上が図られることから、地方税に関する情報を利用することを規定するものでございます。なお、国からは、マイナンバーを利用できる期間は平成29年7月からと通知されております。

説明は以上です。

中野委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第14号「『千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則』の制定について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

議案第15号 第2次学校教育推進計画に基づく市立高等学校の改革を推進するための行動計画について

中野委員長 企画課長、説明をお願いします。

大橋参事兼企画課長 議案第15号「第2次学校教育推進計画に基づく市立高等学校の改革を推進するための行動計画について」、説明します。

こちらのまず位置づけをご説明させていただきますと、先ほどご説明申し上げました第2次千葉県学校教育推進計画、28年から33年の6年間の計画でございますが、こちらの高校の部分について、ブレイクダウンした内容を行動計画としてまとめて、同じ3月31日のタイミングで公表していきたいと考えているものでございます。

まず、市立高等学校改革の必要性ということで背景をまとめております。1つは、国においていろいろな高校改革についての指

針が最近示されていること、また、公職選挙法の改正によって18歳の高校生にも選挙権が認められるようになった社会的な変革の背景がございます。先ほど入試のご説明をさせていただきましたが、少子化が進む中で県のほうでも県立高校の再編が進んでいることです。なお、「第3次実施プログラム」が検討されているとありますが、こちらは公表を既にされましたが、ここをちょっと文末を公表するときには変えたいと思います。また、市立といたしましても市立高校、市が高校を持つ意味というのをきちんともう一度再定義し直すということが求められているということがございます。国・県・市のレベルで高校改革の必要な背景が生じているという、これが背景でございます。

続いて、これまでの千葉市の取り組みということで、17年にも同じような高校改革、千葉市立高等学校改革基本方針というのを定めておりまして、これに基づいて、例えば今、市立千葉でやっていますSSHの指定ですとか、また、稲毛高校の中高一貫校をスタートしました。この評価として昨年度、26年度に千葉市立高等学校改革の評価・検証研究会というのを実施いたしまして、そのさらなる改革の必要性についてあぶり出したところでございます。

全部で柱は、(1)千葉高等学校の取り組み、(2)稲毛高等学校の取り組みと、高校別の取り組みを書いております、10本の改革の柱を行動計画としてまとめております。

まず市立千葉のほうですが、こちらはSSHの継続指定に向けた取り組みとございます。こちらは先ほどご説明した学校教育推進計画のほうにも、同じように記載しているという部分でございます。SSHにつきましては、今年第2期の28年度が最終年度になります。第3期、29年以降も指定を目指していきたいと考えております。以前ご説明させていただきました人材育成重点枠については、まだ結果が出ていないところでございます。

次に、稲毛高校の取り組みでございます。こちらは稲毛高校のSGH新規指定に向けた取り組みとございますが、ここで1点ご報告なのですが、今年SGH指定を申請いたしましたが、残念ながら1次審査で不通過という結果をいただきました。狭き門ではあったんですが、委員の方々からの計画書に対する講評もいただきましたので、しっかり敗因分析をいたしまして、我々は学校とも話しまして、引き続きこのSGHの取り組みに向けて進めてい

きたいと考えているところです。

特に、千葉大学の国際教養学部、28年から新設の学部でございますが、そこは高大連携のことで大分中身を詰めることができておりました、それについては国の予算にかかわらず引き続き進めていきたいと思っておりますので、それを1年準備して、また29年にチャレンジをするという形で進めたいと思っております。そのほか神田外語大学や敬愛大学、その他周辺の大学との連携事業は進めていきたいと思っております。

また、中高一貫教育の推進でございます。附属中学校も含めまして、より中高一貫した教育をどのように進めていったらいいのかという具体策を検討していきたいと思っております。

(3)以降は両校に共通する取り組みでございます。(3)は2校の教育資源を共有する取り組みとしまして、今年から始めていますが、2校の情報交換会、せつかく理系の教育、文系の教育とそれぞれ頑張っている分野が違いますので、その財産を共有するというところで意見交換会ですとかお互いの授業を見るということ、今年もやらせていただきましたので、来年以降も引き続きやりたいと思っております。

(4)ですが、こちらは小中学校及び大学、学校種を越えた連携のことをまとめております。

①は、SGH、SSHを取った上で小中学校といろいろやっていきたいという計画を載せておりますが、1つは科学教育、もう一つは国際理解教育の中核となるような取り組みも進めていきたいと思っております。

②は、教員については、しっかり高校での授業などを小中の教員にも見ていただいたり、また、中学校・小学校の授業を高校の教員が見ることを、しっかりやっていきたいと思っております。

③は、社会参画意識の促進に向けた取り組みということでございます。こちらは18歳選挙ということもございまして、選挙管理委員会とも協力しまして模擬選挙などの取り組みを、進めていきたいと思っております。

次はキャリア教育の充実でございます。総合教育会議でも言われているキャリア教育については、小中だけではなく高校、特に高校では例えばインターンシップの単位化などですとか、高校生が社会に出て学ぶ機会、職業について考える機会を、充実させていきたいと考えております。

⑤高大接続の推進でございます。こちらは先ほどご説明したとおり稲毛高校は千葉大学の国際教養学部、また、市立千葉は千葉大学の工学部と協定を今年2月に締結できましたので、その締結に基づきましていろいろな事業に取り組みたいと考えております。

(5) 地域とともにある学校づくりに向けた取り組みということで、1つはコミュニティ・スクール指定に向けた取り組みでございます。高校の2校をコミュニティ・スクール化するための取り組みを進めていきたいと思っております。また、地域に開かれた学校づくりということで、図書室ですとかいろいろな施設の開放ですとか、地域との活動への参画というのを、高校生が出ていけるような環境を整えていきたいと思っております。

続いて(6) 入学者選抜方法の改善に向けた取り組み、こちらは先ほどご説明した入試倍率の変化も、分析していきたいということでございますが、特に稲毛高校附属中学校の入試については、現場に負担を相当かけていることもありまして、教育センターなどを活用しまして入試の分析ですとか、入試の作問も含めまして体制づくりを考えていきたいと思っております。

(7) は施設の整備でございます。更新時期に合った保全改修も行いまして、時代に合わせた教育活動を展開できるように施設の整備を行うとしております。

(8) 広報活動でございます。市立高校はこういう良いことをやっていることについては、報道機関へ、しっかり情報提供、アピールをしていきたいと考えております。特にモノレールですとか生涯学習センター等、市の広報活用ができるものはしっかり活用していきたいと思っております。

教職員の資質向上に向けた取り組みでございます。高校については今、県の人事の中で動いているところもあり、県の教育庁との協議を深めていくことですとか、また、中学校や市立2校の人事交流を拡大することなどを考えております。

(10) 教育委員会事務局の組織体制の強化でございます。どうしても義務教育を中心とした教育行政が行われている中で、高校の専門性をどのように確保するのが課題だと考えております。高校改革を推進するため、今年は企画課で高校を担当しておりますが、教育委員会全体として現場を支えられる体制を整える必要があると考えております。

以上、10本の柱で行動計画をまとめてございます。こちらはただ書くだけでは意味がないので、これを着実に実行できるようにフォローアップをしていきたいと思っております。

私から説明は、長くなりましたが、以上です。

和田委員 ちょっと気の早い話かもしれないのですが、最後にご説明をいただいた教育委員会事務局の組織体制の強化にです。やはりこの部分、現場からも相当要望もあるところだと思います。以前に比べればかなり充実してきているということは存じておりますけれども、具体的にこの後どういうふうにとりようなアイデアが、もし既にあれば教えてください。

大橋参事兼企画課長 今年から、高校担当が1名から2名に増え、倍になりましたので、その点は非常に充実したかと思っております。そのおかげでと申しますか、この行動計画も大分検討が進んだかと考えております。ただ、2名で全てのことができるわけではありませんので、中学校担当の指導主事と教科に関することや、生徒指導に関することは協力しながら、高校をバックアップしていくような体制をとりたいと思っております。

和田委員 人数が増えれば良いということでもないと思うので、今おっしゃったように、やはりいろいろな部署との協力が大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

志村教育長 今の組織体制は、高校だけの問題ではなくて、義務教育も含めて全体の教育委員会のこれからの組織というものを、もう一回見直さなければいけない時期に来ています。このことについては次長をトップに今検討を進めていくように指示しておりますので、着々とやってくれることと期待しています。よろしく願いします。

内山委員 全体を通じて大学との連携、あるいは小学校・中学校・高校・大学を通して研究していこうという、そんなところがあるかと思うんですけども、相当負担が増えるのではないかという心配がありますが、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

中野委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第15号「第2次学校教育推進計画に基づく市立高等学校の改革を推進するための行動計画について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

以上で、公開審議案件に係る審議が終了いたしました。委員の皆さん、その他としてご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議案第16号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、非公開となりますので、傍聴人の方は退出をお願いいたします。

(傍聴人等、退出)

議案第16号 市費負担教育職員の人事について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 議案第16号「市費負担教育職員の人事について」、説明します。

当該議案は、平成28年4月1日付千葉市立千葉高等学校の管理職人事発令について、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき議決を求めるものであります。

まず、市立千葉高等学校の校長として現千葉県教育庁教育振興部体育課副課長、川崎浩祐を、同じく同校の教頭として現県立長生高等学校教諭、市川透を、市立稲毛高等学校の教頭として現県立桜が丘特別支援学校教頭、勝田幸裕を採用するものであります。

なお、前任者は3月31日付で退職し、市立千葉高等学校校長、三木千恵子は県立柏中央高等学校校長へ、市立千葉高等学校教頭、松崎達也は千葉県立泉高等学校校長へ、市立稲毛高等学校教頭、小林裕は県立成田国際高校教頭に、それぞれ就く予定でございます。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご質問もないようですので、議決に移ります。議案第16号「市費負担教育職員の人事について」を、原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、原案どおり可決といたします。

報告第3号 市費負担教育職員の処分について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 報告第3号「市費負担教育職員の処分について」、説明します。

本来、教職員の処分につきましては、千葉市教育委員会組織規則第8条4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ではございますが、同規則第9条第1項の規定に基づき臨時代理に

より処理を行いましたので、報告をさせていただきます。

まず、被処分者についてですが、千葉市立●●高等学校校長、●●●●●56歳を懲戒処分の戒告といたしました。処分理由といたしまして、平成28年1月29日に、今年度発行した大学進学用調査書に記載漏れがあることが発覚いたしました。対象は3年A組38人分の化学基礎、1年時に履修するものですが、その評定値についてであります。そのうちAO推薦入試に3名が出願し、2名が合格、1名が不合格となっております。その後、AO推薦入試において合格した2名の進学予定先の大学に状況を説明し、再判定の結果、2名とも合格の判定に変更なしという回答を得ました。

被処分者は管理職として所属職員を平素から管理監督すべき立場にありながら、千葉市立高等学校管理規則に示されている、「生徒の成績の判定は、担任教諭の行った評価その他の資料及びその意見に基づき、学習指導要領に示されている目標を基礎として校長が行う。判定の方法については校長が定めるものとする」に対して責務を全うすることができなかつたものであります。また、管理職として一連の流れを十分把握することができておらず、チェック体制等の改善を図ることによって今回の事故については、予測することは十分可能であったものと考えております。このような行為は、学校教育に対する市民の信頼を損ね、その職務の信用を著しく傷つけたものであり、教育公務員としてふさわしくない行為であることから、懲戒処分の戒告といたしました。

なお、管理監督である教頭2名と、調査書を最初に確認する立場である担任教諭については文書訓告、その他の関係職員3名については嚴重注意といたしました。

これまでも通知表、指導要録、調査書作成に正確を期するための校内規定策定については、学校教育部長名で文書発出及び指示をしてきたところでありますが、今回の事案を含め再発防止策として、1つとして、指導要録及び調査書等の作成、発行手順と点検項目のマニュアルを定め、複数教諭による点検を徹底すること。2つとして、事務処理のスケジュールの見直しを図ること。3つとして、作成プログラムの内容を管理職が把握し、情報管理の校内体制を整備すること。4つとして、外部業者による成績処理システムの導入について検討することの徹底を図ってまいります。

以上でございます。

委員長 私の方から、今回の件につきましては非常に遺憾なことであり、関係者の方及び市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしてしまい、まことに申しわけないことであります。再発防止に努めるようにしてください。

8 その他

(1) 千葉市立高等特別支援学校の卒業式について、和田委員から意見があった。

和田委員 感想ですが、高等特別支援学校の第1回の卒業式に伺ってきまして、非常に感銘を受けました。入学式にも私たち教育委員全員伺ったんですけれども、3年間でよくここまで成長したなということが、一人一人ステージを下りてくるときに卒業の言葉というのを決意・自分の今の思いを述べるんですが、それがお母さんに涙ながらに感謝の言葉を述べる生徒ですとか、これから就職する職場についての宣伝をちゃんとPRをする生徒ですとか、実にそれぞれの子どもの決意・決意が伝わってきて、本当に感銘を受けました。

それから、すばらしい校歌がもちろんできあがっているんですけれども、校歌の斉唱ですとか、卒業に際しての歌ですとか、これも見事に、本当に今まで聞いたことがないような合唱を聞かせてもらいました。第1期生があのようにすばらしく卒業してこれから社会で活躍してくれるということは、次に続く後輩のために大きな道筋になるなというふうに感銘を受けましたので、ご報告させていただきたいと思います。

(2) 教科書発行者による「編集会議」に係る事実関係の確認等について、教職員課長から報告があった。

教職員課長 教科書発行者による編集会議に係る事実関係の確認等についてのご報告をさせていただきます。

検定中の教科書を計4,000人の教諭らに見せ謝礼を渡していた問題で文部科学省が、1月28日に、各都道府県別の人数内訳と教科書会社名を明らかにしました。同省は、教科書選定に影響がなかったかについて3月中までの報告を求め、本市におきましても、これまで県教育委員会と連携をし調査を行ってまいりました。本日はその調査結果等についてご報告をさせていただきます。

お手元の資料の経過については、今申しましたとおりでございます。

ます。その文科省への報告につきましては、該当者について事実確認を行うとともに今後の自己点検、検証等を行って、再発防止策についても検討を行ったところであります。

調査結果の概要について、かいつまんで説明をさせていただきます。まず①対価を伴わず申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取した事案、これを類型1とさせていただきます。対価とは結局、交通費の提供、報奨等についてのものでございます。②申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払った事案、これを類型2といたします。発行者別の該当者数が表がありますが、本市のかかわった出版社については学校図書、東京書籍、教育出版、光村図書の4社でございます。

類型1については、総計が8、うち退職者が7。類型2については、総計が33、うち退職者が10。類型1、類型2を合計しますと合計41、退職者17、この41名分の名簿が文科省から提示をされたということでございます。そのうち1人で複数の案件にかかわった者もいるため実人数は41件、34人ということになります。この34人について、先ほど申しましたように聞き取り調査等を行ってまいりました。事実関係及び分析等については省略させていただきます。

その下の手当等の受領の状況についてなんですが、要するに対価をもらっているということで、類型2の該当者数33となっておりますが、このうちの実人数は29人でございますので、この29人について、その1、会議参加の際に手当等を一旦受領した者が26、その内訳として今回の事実確認後に既に返金を行った、これは3月2日の段階で教科書会社からの返金がされているということを確認した者であります。その後、既に返金は終えているという者もでございます。その3月2日の段階では1人であったということです。返金したい意志を示している、もしくは手続を進めている者が25人ということでありまして。会議に参加したものの手当等を受領した記憶がない者が3人ということでございます。

続きまして、教科書採択への関わりの状況についてですが、まず、検定中に閲覧した教科書の採択へ関わっていた者が、11名ということでございます。その11名の内訳として教科書選定においては、ここは県の言葉と混乱している部分があるんですが、

採択地区協議委員を務めていた者とありますが、ここは千葉市で言いますと選定委員を務めていた者ということになります。この方が1名、既にこの1名は退職されています。当該教科書の調査員を務めていた者が7名、県の選定審議会の専門調査委員を務めた者が3名います。

2つ目として、検定中に閲覧した教科書のさらに4年後の採択にかかわっていた者、この「さらに」という言葉がちょっと誤解を招きますが、これは4年に1回この教科書採択が行われますが、4年前にそういう編集会議に関わっていて、その年度における専門委員とか調査委員は務めていないんですが、さらに4年後のときに調査委員とか選定委員を務めていた者ということで、内訳として調査委員を務めていた方が7人、県の専門委員を務めた方が1人ということになります。

3つ目として、教育行政に関わっていた者ということで、閲覧の事案発生より後に教育行政に従事した者が3名います。また、事案発生よりも前に教育行政に従事していた者というのが1名います。

この特に1から3については、教科書採択が公正・適正に行われたかどうかについての調査を行いました。調査の方法としましては、教科書採択に関わる仕組みの再確認や、当該者以外の関係者からの聞き取り、あるいは選定委員会については議事録が残っておりますので、その議事録から全て確認をしまして、当該者による不正な働きかけ、あるいは教科書採択が公正かつ適正に行われていないのではないかということについて調査をした結果、そのようなことはないということが確認をされております。

なお、閲覧した教科書の採択に関わって、その採択において当該教科書発行者への教科書の採択替えが行われた、要は何らかのここに関わっている方が、例えば教育出版の編集会議に参加していた者が、その次の採択によって教育出版が選ばれたという事案はございません。また、採択替えでなく継続ではありますが、当該教科書発行者の教科書の採択を行った事例もありません。これは採択によって教育出版から教育出版ですが、同じ教育出版の編集会議に参加した例も、千葉市においてはございませんでした。

処分についてでございますが、3月16日水曜日に服務管理委員会を開催し、該当者に対する処分について検討を行いました。

処分量定につきましては、これは県教委と連携し確認の上で、調査委員や選定委員を務めているか否か、任命期間の閲覧か否か、手当等の受領の有無、当該教科書が選定されるような働きかけの言動等の有無などを踏まえて決定したものであります。処分対象者は実人数、先ほど申しましたように34人中現職者が21名であります。13名は既に退職しておりますので、処分対象者外ということになってしまいます。そのうち文書訓告が12名、嚴重注意が9名ということでございます。

最後に、再発防止策についてですが、検定中の教科書の閲覧は禁止されていること並びに兼職兼業願の申請について、教職員への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。2つ目として、教科書の執筆等に参加協力した者が教科書採択に関与することがないように、委員及び専門調査員を委嘱・任命するに当たって当人から誓約書の提出を求めるなど、専門調査員や選考委員の選出については慎重に行なってまいりたいと思っております。3つ目として、今後、文科省の動向も踏まえてさらなる取り組みを検討するとともに、教科書採択について、これまで以上に公正性、透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員 長 ただいま説明がありましたけれども、いかがでしょうか。質問等を含めまして、何かございますでしょうか。

委員 質問、よろしいでしょうか。金額の問題ではないと思うんですけども、対価の提供というのは大体でどのぐらいの対価だったのでしょうか。

教職員課長 本市においては謝礼という形で受け取った金額として、5,000円から2万円ということで公表させていただきました。県は、これに交通費を別途加えていますので、5,000円プラス2,000円の7,000円から、2万円プラス5,000円の2万5,000円ということで公表しております。

委員 1回の会議に参加するに当たり、それだけ支給されていたということですか。

教職員課長 そうです。

委員 もう一点、報道では4年前にも関わっていたとありますが、どのぐらい前からこういうことは、行われていたのでしょうか。

教職員課長 今回の文部科学省調査は、22年度の教科書採択のときから

です。その前の情報は、上がっていません。今回、専門調査員を務められた方や、編集会議に参加された方の状況を聞きますと、直接出版社から連絡が来ているケースや、退職された先輩から、こういう会議があるから出てくれないかという依頼を受けて、何の会議か全くわからずに参加されている方もいらっしゃいます。さらに前のものについてどうなのかというところについては、定かではありません。

学校教育部長 今回この件に関しては、文科省から教科書会社のほうに平成19年に文書が出ています。検定中の教科書は見せないようにということです。教科書会社は、それを受けて、そういうことはしないということを約束したという状況がありますので、疑わしいことはあったかもしれないけれども、そこから先は通知したんだからだめだよということで、改められたと認識しております。

委員 先ほど課長からもご説明がありましたけれども、先輩から言われて、何の会議かもよくわからないままに出ているというようなケースもあるということでした。事実関係及び分析のところでも、やはりその会議の配付資料に検定中の教科書のコピーが入っていたとか、会議における講演等の内容に検定中の教科書に係る内容が含まれていたとか、本人としては、まずいなという意識がないままに会議に出てしまい、結果としてかかわってしまったということもあるわけですね。そうすると、よほど今後気をつけていかないといけないのかなと思います。そのあたりの指導はどうでしょうか。

教職員課長 今、和田委員からありましたとおりです。電話連絡も出版社によっては、教育フォーラムを開催するので来てくださいというような案内が来ている。だから、全くそういうものが見せられるということはわかっていないし、例えば教育フォーラムの1つのケースで言うと、資料として提示されたものが俗に言う白本というのがあります。見てはいけないという意識はあったと思いますが、フォーラムの中で一部抜粋したものを教科書会社が提示し、意見を求めたものです。また、今はデジタル教科書というのがありますので、デジタル教科書の操作性とか文字の大きさとかレイアウトがどうなのかということで、検定中云々という説明もなく見せられて、ほとんどの方がそういうところで意見を求められたものです。

もう一つ、教員として謝礼を受け取ってしまったことは、届け

も出していないしたいへん不適切だと思います。しかし、やはり教員であるから良い教科書をつくりたい、特定の出版社に肩入れするとかではなく、より良い教科書をつくるために意見を求められて、述べたものです。各出版社も今回のことを受けて当然いろいろな部分で自粛をしていくと思います。我々もそういう疑われる理由があったときに謝礼が出れば、それは受け取らないこと、あるいは検定が翌年度に控えている中で出版社からそういう依頼があったら、そこについては参加しないとかしなければなりません。また、我々も兼職兼業願をそれに関して出されても、それは受理しない、認めないというような形で対応してまいりたいと思います。

委員 おっしゃったように、教員として良い教科書をつくりたいという部分とすごいジレンマですね。この調査というのは、文科省は発行者に向けて調査をしたということですよね。その発行者から回答があったものに対して本人に確認したということなので、記憶がないということ、とぼけているということではなくて、そういう意識がないということだと思います。そこをすごく気をつけることが大切です。今回こういうふうに出ましたから、発行者のほうで相当自粛してくるのかなというふうに思いますけれども。

ありがとうございます。よくわかりました。

委員長 それでは、よろしいでしょうか。
委員長 教員の意見が教科書に全然反映されないということになってしまうなど、それは一長一短があります。また処分の案件が、教員側からすると、今回の場合兼業届を出せば良いのかというわけではなくて、やはりそういう部分を見せてはいけないという業者のほうの倫理の問題がありますから、それについて私どもはもちろん注意しますが、国の施策として、やっぱりこれについて法律をきちんと整えるということがないと、必ずこれに似たような課題が出てくるのではないかなと思います。

私どもとしては、選定委員を決める際にも、そういう部分について、そのような履歴等がないことなども含めて、これからは公正・公平に教科書採択をやっていかなければいけないということでしょう。今回の件を単に他山の石としない、本市の教科書採択事務を今まで以上に公正・公平に進めること、そういう形にさせたいと思いますので、どうかご理解をいただきたいと考えます。

(3) 第4回定例会は、平成28年4月20日（水）午後2時より開催することと決定した。

9 閉会

中野委員長より閉会を宣言